

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

○教養教育の成果に関する具体的目標を達成するための措置

- ・文化・社会・人間・自然に関する授業科目を引き続き配置し、人類の知的遺産を多角的に理解する基礎的かつ広範な教養を養う。
- ・教養セミナーを継続し、自己表現能力の涵養を重視し、自主的な学習や研究態度を身につけさせる。
- ・特定のテーマについて多面的な見方を学習する教養特別講義及び総合科目を継続し、ものごとを論理的かつ総合的に見る目を養う。
- ・科目目標に対する達成状況アンケート等を引き続き実施し、その評価をもとに授業の改善を継続する。
- ・本学の特色科目である教養特別講義、全学乗船実習及び長崎蘭学関連科目を継続し、平和学・長崎学に関する教育を実施するとともに、成果を検証する。
- ・平成16年度に開始した英語による短期留学プログラムにおける「長崎で平和を考える」を継続する。
- ・健康・スポーツ科学科目に関しては、運動（スポーツ）と食生活の両側面から、学生の健康自己管理能力の向上のための教育を継続するとともに、精神面におけるストレス耐性能力強化のための教育を行う。
- ・留学生が大学で学習・研究するのに必要な日本語能力を養わせるために、全学教育と一般並びに集中プログラムにおいて日本語の授業を引き続き開設する。
- ・留学生センター交換留学生プログラムにおける長崎蘭学を継続する。
- ・全学教育情報処理科目「情報処理入門」において情報倫理・情報モラル教育を推進する。
- ・教員の情報倫理についての知識を深めるため、オンラインでのFD「情報倫理入門」の受講を推進する。
- ・全学教育(教養教育)向けのポータルサイト「全学教育ラーニングポータル(仮称)」を開設し、eラーニングを用いた情報リテラシー教育、情報倫理教育を推進する。
- ・平成18年度採択現代GP「現代『出島』発の国際人育成と長崎蘭学事始」におけるオランダ語関連教育を継続する。
- ・英語では、共通指導項目に基づき英語運用能力の向上を目指すとともに、習熟度別クラスを本格運用し、また、高い英語能力を有する学生に対するアドバンスクラスを開講する。
- ・初習外国語では、達成基準を最小限保証するため、共通シラバスに基づく内容の修得を目指す。
- ・中国語・英語・韓国語の海外短期語学留学プログラムを継続するとともに、ドイツ語及びフランス語の海外短期語学留学プログラムの実施について検討する。

○学士課程の成果に関する目標を達成するための措置

- ・教育学部では改組による学校教育教員養成課程の充実に対応した新カリキュラムを、環境科学部では文理融合教育を充実させた新カリキュラムをそれぞれ実施する。
- ・大学院を構成する基礎学部間でのカリキュラムの相互乗り入れ等を更に進める。
- ・有効な全学教育の実施のため、外国語科目担当教員の分野別の構成を見直す。
- ・全学教育カリキュラムの改革を目指して、シンポジウムなどを引き続き実施することにより、カリキュラム改革案を策定する。
- ・全学教育の各科目については、それぞれの科目目標を達成するよう、教材やガイドライン等の作成、FDの実施、授業評価分析を行う。
- ・大学教育機能開発センターで開発を行っている教育マネジメントサイクルを全学教育の改善に活用する。

○大学院課程の成果に関する目標を達成するための措置

- ・国際協力の現場で即戦力となる人材を育成するために、国際健康開発研究科（修士課程）を設置する。
- ・教育学研究科を改組し、高度専門職業人を養成する教職実践専攻（専門職学位課程）と教科実践専攻（修士課程）を設置する。
- ・平成19年度「がんプロフェッショナル養成プラン」の採択を受け、医歯薬学総合研究科に、医学・歯学がんプロフェッショナル養成コース等3コースを開設する。
- ・医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻（修士課程）において、「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」による留学生受入れを開始する。また、生命薬科学専攻（博士前期・後期課程）においては、留学生受入れを継続する。
- ・生産科学研究科の専攻の再編、博士前期・後期課程入学定員の見直し等について成案を得る。
- ・トップレベルの研究者及びトップマネジメント等による講義、国際シンポジウムの開催、英語による講義、複数組織が連携した教育研究の展開を継続して、学位論文の高度化、学際化、国際化を進める。
- ・コースプログラムの充実、英語による授業の展開、副指導教員制度による学位論文指導体制の充実等を引き続き図る。

○学士課程卒業後の進路等に関する具体的目標を達成するための措置

- ・企業等の学外組織と連携した教育を推進するため、従来のインターンシップ教育に加えて、特色GP、現代GP、教員養成GP、特別教育研究プログラム、大学高度化推進経費による教育改革プログラム等で開発した特色あるインターンシップ教育を充実させる。
- ・重点的に交流を行う海外の拠点大学・機関を選定する作業を開始するとともに、大学院学生交流を促進するためデュアルディグリー制度について検討する。
- ・各研究科に係る進路指導、進学ガイダンス、広報活動等を充実させ、大学院進学者の増加に努める。
- ・社会人、臨床医等の入学を推進するための制度を検討し、可能なものを実施する。
- ・高い国家試験合格率を維持するため、教育内容を引き続き充実するとともに、国家試験対策特別講義、卒業試験、模擬国家試験、国家試験対策ゼミ等を実施・充実させる。
- ・各種資格・免許等の履修の手引きへの記載、説明会の開催、就職情報とあわせた学生への情報提供等により、資格取得の指導を強化する。
- ・工学部がJABEE認定制度の中間審査を、水産学部が継続審査を受審する。

○大学院課程修了後の進路等に関する具体的目標を達成するための措置

- ・医歯薬学総合研究科及び生産科学研究科においては、平成17年度採択大学院GP「国際的感染症研究者・専門医養成プログラム」及び「海洋環境・資源の回復に寄与する研究者養成」による取組を継続し、高度専門職業人養成の指導体制を充実させる。
- ・教育学研究科においては、教職実践専攻（専門職学位課程）を新たに設置するとともに、平成18年度採択教員養成GP「出会い、研鑽、臨床で育む高度な支援力」の取組を継続することによって、高度専門職業人養成の指導体制を充実させる。
- ・経済学研究科においては、新たに、FP（ファイナンシャル・プランニング技能士）など経営・金融関連資格取得に向けての対応を検討する。
- ・希望する職種への進路を容易にするため、語学検定試験等の受験を推奨する。
- ・大学院博士課程及び博士後期課程の進学率向上のため、進学説明会、広報活動を通じて学位取得までのプロセスとメリットを積極的に説明する。
- ・外部資金による研究プロジェクト等の立ち上げ・継続により、課程修了後にポスドクとして最先端のプロジェクト研究を担える体制を維持する。
- ・大学院修了者の海外派遣を推進するため、重点的に交流を行う海外の拠点大学・機関を選定する作業を開始する。

○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- ・学生の教育成果達成に係るデータ収集・管理・分析する新W e b 学生支援システムについて、平成21年度の導入に向けて準備を進める。
- ・学生による授業評価システムの改善のため、「教員による自己評価」の導入、設問の内容・設定システムの改善、全学共通項目とその設問方式について検討するとともに、選択式回答による授業評価が適さない授業に対する新方式での授業評価の試行を行う。
- ・マークシートを利用しないオンラインでの回答方式を本格的に採用する。
- ・「学生による授業評価」結果の適正な検証・評価手法を開発するため、教務データを連携させた授業評価結果の分析や記述回答欄の回答データを用いた授業評価結果の分析を行う。
- ・G P A、単位取得状況等の達成度指標、進級や卒業研究着手状況、国家試験合格状況、大学院進学状況を用いた教育の成果・効果の分析を、全学部において引き続き実施する。
- ・平成18年度に行った卒業生及び企業への全学アンケート結果に基づき、教育改善を進めるとともに、次回アンケート実施の準備を進める。

(2) 教育内容に関する目標を達成するための措置

○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ・本学の全ての入学者選抜に共通するアドミッション・ポリシーを引き続き公表・周知する。
- ・アドミッションセンターの機能を強化するとともに、同センターを中心として入学者選抜に関する諸課題に適切に対応する。

(学士課程)

- ・各学部のアドミッション・ポリシーをホームページや学生募集要項等を通じて引き続き公表・周知する。
- ・適正な入学定員について、引き続き点検する。
- ・一般選抜の共通問題（数学、理科、英語）について分析・評価を継続する。
- ・全学的な大学入試説明・相談会の開催を引き続き実施する。
- ・オープンキャンパス、出前講座、高校生のための公開講座、ガイダンスセミナー、進学説明会等による適切な高大連携を引き続き実施する。
- ・A O 入試選抜技法の開発研究を更に推進し、全学体制をより整備したA O 入試選抜組織を確立する。
- ・入学者選抜方法の質を高めることを目指して、テストスタンダードを共通理解とするためのF D を開催する。
- ・卒業後の進路状況、活躍の状況を追跡調査し、そのデータを蓄積する。
- ・学生の教育成果達成に係るデータ収集・管理・分析する新W e b 学生支援システムについて、平成21年度の導入に向けて準備を進める。

(大学院課程)

- ・各研究科のアドミッション・ポリシーをホームページや学生募集要項等を通じて引き続き公表・周知する。
- ・国際協力の現場で即戦力となる人材を育成するために、国際健康開発研究科（修士課程）を設置する。
- ・教育学研究科を改組し、高度専門職業人を養成する教職実践専攻（専門職学位課程）と教科実践専攻（修士課程）を設置する。
- ・平成19年度「がんプロフェッショナル養成プラン」の採択を受け、医歯薬学総合研究科に、医学・歯学がんプロフェッショナル養成コース等3コースを開設する。
- ・医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻（修士課程）において、「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」による留学生受入れを開始する。また、生命薬科学専攻（博士前期・後期課程）においては、留学生受入れを継続する。
- ・生産科学研究科の専攻の再編、博士前期・後期課程入学定員の見直し等について成案を得る。
- ・生産科学研究科博士前期課程環境系専攻及び水産系専攻において新たに秋季入学制度を実施

する。

(学士課程・大学院課程共通)

- ・本学ホームページ内の入試情報及び入試広報のページを一元化し、受験者等の利用者が一層利用しやすい広報体制を整備し、その運用を図る。
- ・アドミッション・ポリシー及び入学者選抜方式・選抜方法については、本学が行う各種入学説明会やオープンキャンパス等のほか、他大学と連携して行う合同説明会や相談会等を通じて、引き続き周知を図る。
- ・全学的な大学入試説明会・相談会を更に拡充する。
- ・入学者選抜における面接での識別力の向上及びテストスタンダードに対する理解の向上等を目的としたFDを充実させる。
- ・入学者選抜に関する要望・照会・質問等に対応するためQ&Aをホームページに掲載し、要望等に対応した改訂及び充実を引き続き行う。
- ・高校生向け大学紹介DVDを大学訪問の受験生・保護者、進路指導教諭に配布することを継続する。
- ・受験生への積極的な情報提供及び情報発信のため、入試携帯電話サイトを継続的に開設する。
- ・社会人入学者を増加させるために、過去に入学実績のある機関等への教員訪問や広報活動を引き続き実施する。
- ・外国人留学生の入学を促進するため、次の施策を講ずる。
 - ①外国人留学生への国や企業、関連機関からの新たな奨学金の獲得を目指す。
 - ②外国人留学生と日本人学生の交流及び留学生の課外活動参加を促進する。
 - ③「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」による新プログラムの開設により、英語による講義・セミナーの増加を図る。
 - ④世界ニーズに応える医薬品研究開発のためのディプロマコース（英語によるコース）の充実を図る。
 - ⑤入学志願者の増加を図るため、海外留学フェア及び国内での留学説明会に参加するとともに、海外の協定校に設置している交流推進室を積極的に活用する。

○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

(学士課程)

- ・多様な学習履歴を考慮した高大連携カリキュラムの具体的内容の策定を進める。
- ・自主的学習態度、基本的な教養、健康管理の知識・能力の修得、情報処理の基礎能力や複数の外国語の運用能力の養成、多角的視点の確保等のために配置された科目を検証し、不断の改善を図る。
- ・全学教育と学部教育との有機的連携を視野に、既修得単位認定者、海外短期語学留学プログラム単位修得者、各種検定試験による単位修得者のための授業（英語アドバンスクラス）を開設する。
- ・専門教育においては、専門基礎科目から応用科目まで体系的なカリキュラムの編成を継続し、カリキュラムについての点検を行うとともに、必要に応じカリキュラムを見直す。
- ・インターンシップ制度や体験学習、社会（企業、地域社会、コミュニティ）と連携した教育の工夫、あるいはフィールド型の充実した教育を引き続き実施する。
- ・留学生を長崎地域の小・中学校、高校に派遣する異文化体験実習を継続するとともに、交流活動の成果について評価を行う。
- ・教育内容の学際化、高度化及び国際化への対応を行う。また安全、環境、倫理等の内容を含む多様な授業科目を充実させる。
- ・教育学部では情報文化教育課程を廃止し、学校教育教員養成課程の一課程に再編する。また、幼稚園教育コースでは保育士の資格取得を可能とする。
- ・工学部がJABEE認定制度の中間審査を、水産学部が継続審査を受審する。
- ・環境科学部では「社会調査士」関連科目を開講する。

- ・長崎県外の大学、放送大学との単位互換制度及び学部間でのカリキュラムの相互乗り入れ等を継続する。また、大学コンソーシアム長崎による長崎県内での大学間単位互換制度を推進する。
- ・平成15年度採択特色GP「特色ある初年次教育の実践と改善」で提案した教育マネジメントサイクルを改善するとともに、改善型マネジメントサイクルによる授業改善の科目拡大を図る。
- ・平成15年度採択特色GP「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成」の助成期間終了後も開発カリキュラムに沿って工学力養成教育を実施する。

(大学院課程)

- ・各専門分野における基礎知識のための科目から高度な専門性を有する科目を引き続きバランスよく配置するとともに、必要に応じてその内容の改善を行う。
- ・博士後期課程にあつては、博士前期課程との一貫した教育が可能なカリキュラムの編成を行う。

○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

(学士課程)

- ・授業時間外の学習時間を確保できるカリキュラムの編成、授業時間割の作成を継続する。また履修登録単位数の上限設定の制度を継続するとともに、教室外での自主学習の促進に十分配慮するために、シラバス等で授業科目での予習・復習を適切に指示する。
- ・eラーニングを利用した教室外での自主学習環境の提供を継続する。
- ・コース管理システムのバージョンアップを行い、より使いやすく安定した自主学習環境を提供する。
- ・従来から行っている「教養セミナー」及び各学部の専門科目において、引き続き、少人数クラスによる対話型教育を推進する。
- ・シラバスの活用方法について、引き続き必要な改善を行う。
- ・電子化シラバスの効果的な運用を引き続き進める。
- ・携帯電話を利用した学務情報等の提供を引き続き進める。
- ・学年担任制度、クラス担任制度、少人数担任制度、チューター制度、オフィスアワー制度、TA制度などを活用し、相談・助言・支援を行う。
- ・チューターガイドブックの改訂及びチューターオリエンテーション（春・秋）の継続実施等により、チューター制度の充実を図る。
- ・大学院生による教育補助としてのTA制度を充実し、その活用を図る。
- ・コース管理システムのバージョンアップを行うことによって、eラーニング教材の開発を促進し、eラーニングを用いた時間外学習、学生の理解度向上のための支援を行う。
- ・大学教育機能開発センターにおいて、コース管理システムを用いた先進的なeラーニングの取組に対する支援を継続することにより、各部局におけるeラーニング推進を支援する。

(大学院課程)

- ・きめ細かな教育・研究指導を実施するため、少人数授業、複数の指導教員による研究指導体制等を継続する。
- ・大学院生の研究成果の発表、論文の学会誌等への公表を促進する。また、学外との共同研究、実地調査研究、海外研修等を促すための支援体制を整える。
- ・国内外の最先端の研究者等による特別講義、セミナー、シンポジウム等を継続する。
- ・学習到達目標、成績評価の基準・方法をシラバスに引き続き明示し、教育を実施する。
- ・全研究科において、研究指導計画書に年間研究指導計画等を引き続き明示し、研究指導を行う。
- ・シラバスの電子化など、各種学務情報を携帯電話などにより学生がどこからでも閲覧できる環境の整備を継続する。
- ・eラーニング事業を継続し、学生の自主学習環境を引き続き整備する。

- ・ T A制度を大学院教育の一環として位置付け、大学院生の実践教育を継続する。
- ・ W e bを活用して、留学生からの要望や相談を受け付ける窓口を設けるとともに、留学生センター教員と共同して留学生の相談に当たる専門の相談員の配置を目指す。また、学長と留学生との懇談会を引き続き実施する。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

(学士課程)

- ・ 全科目において学習到達目標に対応した成績評価の基準・方法をシラバスに引き続き明示し、それに従って教育を進める。
- ・ G P Aや医学部、歯学部における統一共用試験等を継続し、学習到達度の測定、履修指導への利用を継続する。
- ・ 卒業時において、特に優秀な成績を修めた学生について、学長による表彰等を継続する。

(大学院課程)

- ・ 全科目において学習到達目標、成績評価の基準・方法をシラバスに引き続き明示し、それに従って成績評価を実施する。
- ・ 引き続き、全研究科において研究指導方法や学位授与基準・学位審査方法を予め学生に明示する。
- ・ 教育目標に沿った課程の修業年限の弾力化や成績優秀者に対する短期修了制度を継続する。
- ・ 修了時において、特に優秀な成績を修めた学生や学術研究活動において高い評価を受けた場合など顕著な業績を挙げた学生については、学長等による表彰を行う。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・ 全学教育における全学出動体制を継続する。
- ・ 薬学部においては、6年制の実務実習に向け、更に2名の実務家教員又はみなし実務家教員の配置を検討する。
- ・ 平成17年度に作成したT A採用に関する基本方針及び平成18年度に構築した採用数調整システムにより、引き続きT Aを有効活用する。

○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・ 講義室等の利用状況調査結果を教職員が閲覧できるようにし、施設の有効活用を推進する。
- ・ 利用状況調査結果をもとに施設の有効活用を図るため、工学部ですでに導入している講義室等予約システムを他学部にも周知して導入を推進する。
- ・ 文教キャンパスにおける第2期改修工事の完成に伴い、共用スペースを含む講義室を全学的に効率的・弾力的に利用する。
- ・ 大学院教育及び留学生教育の充実のため、大学院生・留学生の数及び教育プログラムの増加に対応した講義用教室の更なる拡充を図る。
- ・ 利用者のニーズにあわせた図書館の施設整備を引き続き行う。
- ・ 附属図書館と放送大学の合築棟において、新たに書庫スペースを創出する。
- ・ 各学部・全学学生懇談会を継続して学生のニーズを直接把握し、図書館施設整備、図書館業務及びサービスに反映させる。
- ・ 附属図書館におけるマルチメディア活用環境の整備及び学生のニーズに対応したコンテンツの充実を引き続き行う。
- ・ 学生アルバイトの活用により附属図書館の土日開館時間を延長する。
- ・ 文教キャンパスにおける第2期改修工事の完成に伴い、教育研究共用スペース（オープンラボ）等の共通スペースを確保し、有効に利用する。
- ・ 次期キャンパス情報ネットワークシステムの導入を進める。
- ・ 情報メディア基盤センター情報メディア部門で情報メディアマネージャー体制の更なる充実を図り、自学自習システムとしてのeラーニングシステムの運用の改善を図る。

- ・FDの一環として行ってきた図書館ガイダンスを継続するとともに、学生ボランティアを活用した学生向け図書館ガイダンスを新たに試行する。
- ・図書館利用に関するeラーニング教材を公開する。
- ・学内の蔵書を活用するための基盤となる図書目録情報の遡及入力を引き続き実施する。
- ・図書資産管理のためのたな卸を計画的に実施する。
- ・平成19年度に購入した幕末・明治期古写真コレクション（「ボードイン・コレクション」）の分析・解説・電子化を行い、「長崎学デジタルアーカイブス」を充実する。
- ・附属図書館は学内部局等の研究成果を発表する場である学内紀要等の電子ジャーナル化を促進するための支援を引き続き行う。
- ・長崎大学学術研究成果リポジトリ（NAOSITE）を持続的に拡充するために、学内連携を強化する。

○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・本学における教育評価法の更なる改善のため、下記の取組を行う。
 - ①「学生による授業評価」においてシラバスに記載された学習到達目標に基づく評価項目の設定を試行する。
 - ②シラバスに記載された学習到達目標に基づく教育内容の自己点検を推進するため、学習到達目標に関連した授業評価の結果と教員の自己評価結果との比較による教育内容の検討を行う。
 - ③これまでにいった自由記述文の分析に関する研究結果を活用し、新たな教育評価法の研究開発を行う。
 - ④シラバス、授業評価結果、授業実施報告書、FD受講履歴など、教員の教育記録を集約した教員のポートフォリオに基づく総合的な教育評価法についての検討を行う。
- ・全学教育、専門教育、大学院教育のすべての授業科目において授業評価を実施する。
- ・平成18年度に行った卒業生及び企業への全学アンケート結果に基づき、教育改善を進めるとともに、次回アンケート（平成21年度実施予定）の準備を進める。
- ・工学部がJABEE認定制度の中間審査を、水産学部がJABEEの継続審査を受審する。
- ・教員、部局への回答データ・集計データの提供を継続するとともに、より適切な結果を還元できる分析システムを開発する。
- ・オンラインでの授業評価の実施により、評価結果を迅速にフィードバックする。
- ・「学生による授業評価」の評価結果について、全体集計、部局別集計、全学教育科目別集計をWebで公開する。
- ・「学生による授業評価」の個別の評価結果、教員による学生へのコメントを共有する。
- ・教育マネジメント・サイクルの確立を目指したFDを実施する。
- ・平成19年度に明確にした人事評価の基本方針に従って、教員の教育評価を含む業績評価を継続する。
- ・大学教育機能開発センター評価・FD研究部門の機能を強化するため、下記の組織整備を実施する。
 - ①初年次教育研究開発部門を統合再編する。
 - ②「教育研究特別経費」プロジェクトの採択にあわせて、実施体制の整備を行う。
- ・教育に関する全学的な自己点検・評価の実施方策の開発研究及び評価フィードバックシステムの開発研究を目的として、下記の取組を行う。
 - ①授業実施報告書の電子化を行い、得られたデータの分析に着手する。
 - ②「教員による授業の自己評価（点検）」について検討し、「学生による授業評価」システムと同等のシステムとして運用を開始する。
 - ③「学生による授業評価」について、これまでの集計結果に加え、選択式設問の分析結果、自由記述設問の分析結果を教員及び学生にフィードバックできるシステムの構築を開始する。
- ・授業評価業務の実施体制の見直しを継続し、更に効率化を進める。
- ・授業評価業務における情報セキュリティ対策の一環として、全ての業務用端末をシンクライ

アントで置き換える。

- ・授業評価実施の柔軟性の向上及び授業評価業務の効率化を図るため、従来のマークシート方式に加えて、オンラインによる回答方式を本格的に運用開始する。
- ・過去の授業評価データ(平成14年度～平成18年度)の管理を「授業評価システム」に統合する作業を継続し、平成15年度分のデータの整理及び平成14年度及び平成15年度分のデータの移行を完了する。
- ・授業評価のデータを適切に管理し、詳細な集計・分析結果を公表する。

○教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- ・全学FDカリキュラムの整備を目的として、下記の取組を継続する。
 - ①高等学校と大学(低年次)カリキュラムの導入的接続のFDを実施する。
 - ②全学教育と専門教育カリキュラムとの有機的接続のためのFDを実施する。
 - ③全学教育に関する目標到達度評価に沿ったシラバス作成のためのFDを実施する。
 - ④全学教育に関する効果的な教材開発法のためのFDを実施する。
 - ⑤全学教育カリキュラムに沿った授業管理法のためのFDを実施する。
- ・各部局において、専門教育及び大学院教育に関するFDを実施する。
- ・オンラインFDシステムの見直しを行い、全教職員がオンラインによるFDを受講できる環境を整備する。
- ・新規オンラインFDコンテンツの開発を継続し、既存オンラインFDコンテンツの改善を行う。
- ・オンラインFDコンテンツの利用を前提としたFDカリキュラムの開発を行い、オンラインFDコンテンツを利用した講義形式・ワークショップ形式のFDを実施する。
- ・平成19年度に実施された全学FDに関して、FDプログラムとその成果を評価し、結果をWebで公開する。
- ・各部局において、部局FDの成果データの公開を継続する。
- ・大学教育機能開発センター評価・FD研究部門の機能を強化するため、下記の組織整備を実施する。
 - ①初年次教育研究開発部門を統合再編する。
 - ②「教育研究特別経費」プロジェクトの採択にあわせて、実施体制の整備を行う。
- ・eラーニング支援者(大学院学生)を雇用し、自学自習システムとしてのeラーニングのコンテンツ作成をサポートする。

○全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

- ・平成15年度採択特色GP事業「特色ある初年次教育の実践と改善」及び「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成」を助成期間終了後も更に充実させるため、「物理」及び「化学」のリメディアル教育用教材を作成する。
- ・全学教育実施に係わる全学教育実施委員会、科目別委員会を更に充実し、学士力養成に効果的な全学教育を展開する。
- ・助教の全学教育担当を推進し、全学協力体制の拡充を図る。

○学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

- ・大学院を構成する基礎学部間でのカリキュラムの相互乗り入れ等を更に進める。
- ・教職関連科目の共同講義を継続する。
- ・平和・多文化センターの活動の一環として、学術交流協定に基づいた漢陽大学校師範大学(韓国)の講義への学生の参加を引き続き推進する。また、東北師範大学をはじめ、中国の大学との交流の拡大を図る。
- ・創造工学センターの工学力(ものづくりを支える総合的な力)教育の拠点としての機能の評価・見直しを行う。
- ・薬学部6年制による高度薬剤師養成に必要な実務実習模擬薬局の整備及び全国统一共用試験(CBT及びOSCE)の実施を可能にする等、教育環境の整備を継続する。

- ・薬学部の学部教育体制の整備に連動して、臨床研究を主体とする博士課程及び創薬研究を主体とする博士前期・後期課程の大学院設置を検討する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学習相談・助言体制等に関する具体的方策

- ・学年担任制度，クラス担任制度，少人数担任制度，チューター制度など学部に適した体制を維持するとともに，TAを配置して充実した指導を行う。
- ・オフィスアワーの実施を継続する。
- ・学長と学生の懇談会に加えて，各部局においても学生と教職員との懇談会を実施する。
- ・「学生何でも相談室」等における学生からの相談事例を，平成19年度に設置した学生相談支援等協議会で検証し，その対応について学部等の相談員と連携することで相談機能を向上させる。
- ・ホームページに掲載した「学生相談Q&A」の内容を更に充実させる。
- ・各学部においては，GPA，共用試験，到達度試験等を用いて教育の成果・効果を把握し，チューター制度等を活用して分析結果を用いた指導を継続する。
- ・単位取得状況の把握をより容易にする新Web学生支援システムについて，平成21年度の導入に向けて準備を継続する。
- ・講義室，自習室へのネットワーク環境整備を推進する。
- ・全学教務委員会の下に設置されたeラーニングに関するワーキンググループの検討結果に基づき，全学の教育を対象とした教育用のeラーニングのポータルサイトを立ち上げ，多様な学習形態を実現できる基盤整備を始める。
- ・講義用ホームページとして情報メディア基盤センターのeラーニングシステムの利用を更に促進する。

○生活相談及び就職支援等に関する具体的方策

- ・平成18年の学生生活調査結果により，学生のニーズに対応するために制定した重点支援方策に基づき，引き続き学生を支援する。
- ・学生相談体制の整備と「こころ」の健康保持
 - ①相談者の増加とピアサポート活動の活発化に対応するため，学生相談対応のカウンセラー2名を引き続き配置する。
 - ②各部局の学生何でも相談員及びメンタルヘルス相談担当者と，新たに設置する「保健・医療推進センター（仮称）」に開設するカウンセリング部門所属のカウンセラーで組織する学生相談支援等協議会において，学生相談に係る職員の連携を強め，相談機能を充実させる。
 - ③平成19年度に設置した「休退学実態調査委員会」の結果を活かし，きめ細かな指導・対策やFDの実施により，休・退学の減少に努める。
 - ④平成19年度採択学生支援GP「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」により充実させた学生支援体制において，学生の自立的活動による人間関係力を推進し，修学意欲向上による休・退学，留年の減少に努める。
 - ⑤学長と学生の懇談会に加えて，部局ごとにも学生と教職員との懇談会を実施する。
 - ⑥学生生活相談とメンタルヘルス対策の現場担当で組織する学生相談支援等協議会で，学生相談の機動的対応のできる体制を作る。
- ・心身の健康保持・増進等の支援
 - ①健康診断の新たな体制作りを検討し，引き続き健康診断の高い受診率を維持する。
 - ②学生・教職員の福利厚生を充実させるために，生活協同組合との定期的な協議を引き続き行う。
 - ③学生支援施設の整備を引き続き進める。
- ・就職支援
 - ①「就職何でも相談室」に学外のキャリアアドバイザー配置を継続するとともに，相談期間及び実施方法の更なる充実を図る。

- ②学生支援センターでの学生支援として、就職支援室で行っているキャリア形成支援と、平成19年度採択学生支援GP「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」の事業との協働により、キャリア形成支援を一層充実させる。
- ③就職支援担当教員・職員等連絡会等で、全学的就職支援事業の情報を共有し、更なる就職指導の充実を図る。
- ④全学教育では就職委員会がキャリア科目の授業に参画するとともに、各学部では専門教育においてキャリア関連科目の充実を引き続き図る。
- ⑤従来のキャリア教育やインターンシップの単位化・充実に加え、特色GP、現代GP、教員養成GP、特別教育研究プログラム、大学高度化推進経費による教育改革プログラム等で開発した特色あるキャリア・インターンシップ教育を更に充実させる。
- ⑥引き続き学内合同企業説明会の実施方法等を工夫し、内容等の強化・充実を図る。
- ⑦就職に関する学生の自主企画を引き続き支援する。
- ・学生の自主的活動の支援
 - ①競技会、展覧会、学会等での成績優秀者及びボランティア活動等に対する学長表彰を継続する。
 - ②学生支援施設の整備を引き続き進める。
- ・経済的支援
 - ①社会人学生の授業料免除を実施するとともに、各種財団等による奨学金制度の活用を図る。
 - ②TA、RA経費を確保し、大学院生のTA、RAへの雇用を継続する。
 - ③外部資金による研究支援員等への雇用を継続する。

○社会人及び留学生等に対する配慮

- ・社会人に対する配慮
 - ①社会人にも配慮した教育環境の整備を進める。
 - ②学生相談体制、オフィスアワー、食堂等の夜間機能を継続する。
 - ③学生アルバイトの活用により附属図書館の土日開館時間を延長する。
- ・留学生に対する配慮
 - ①留学生センター教員と部局の留学生指導主事との連携を制度化し、留学生への支援を充実するとともに、チューター制度を整備・発展させる。
 - ②国際交流会館、留学生交流スペース（プラザ）等について留学生の声を反映させ、更に設備の充実を図る。
 - ③留学生用宿舍拡充のための方策を検討する。
 - ④外部資金による企業等の名称を付した冠奨学金制度の導入を検討する。
- ・障害者に対する配慮
 - ①施設のバリアフリー化を引き続き進める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究の方向性

- ・重点研究課題の中間評価を行い、研究課題ごとの推進体制を見直す。
- ・国際連携研究プロジェクトのマネジメント能力の更なる強化を図り、国内外の機関との共同事業を開始する。
- ・グローバルCOEプログラム、科学技術振興調整費など大型の競争的外部資金の獲得により、世界的な中核的研究拠点の形成を更に推進する。
- ・国際連携研究戦略本部は関係機関との協議を行い、新規ODA関連プロジェクトの受託を目指す。
- ・重点研究10課題が獲得した競争的外部資金の実績等を踏まえて支援要望項目を見直し、支援を継続する。
- ・平成19年度の萌芽的研究等支援実施の方法を見直し、基礎研究支援の一環として、大学高

度化推進経費（公募プロジェクト経費）による萌芽的研究支援及び文系教員研究成果公表を支援するための出版助成を継続する。

○大学として重点的に取り組む領域

- ・グローバルCOE獲得に向けて21世紀COEの後継プログラムとして推進してきた感染症科学分野を積極的に支援する。グローバルCOEプログラムに採択された放射線医療科学分野を積極的に支援する。
- ・東アジア経済に関わる研究や日本－台湾－韓国－中国を結ぶ環境学研究教育ネットワーク形成を更に推進する。
- ・環東シナ海海洋学・水産学研究を国際的に展開するためのワークショップや共同研究を積極的に推進する。
- ・「国際感染症創薬研究事業」等、本学の重点研究課題のグローバルCOE、その他競争的外部資金の獲得に向けた積極的支援を行う。
- ・社会的問題の解決や本学の特性を踏まえた学際的研究の推進の一環として、離島医療に関する研究や医学-工学連携研究を推進する。
- ・地域企業を活性化するため、長崎県新産業創造構想に設定された、新エネルギー、創薬・医工連携、水工・農工連携の研究分野におけるそれぞれのワーキンググループに参画し、アクションプランに則って行動する。
- ・長崎県や県内企業と連携し、各省庁等の競争的資金公募に対応した研究プロジェクトの獲得を目指す。

○成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・地域社会との連携を図るため、産学官連携機構と（株）長崎TLOとの間で大学シーズの紹介と企業ニーズの発掘についての情報を共有し、連携を強化するとともに、地域社会との産学官交流を引き続き推進する。また、自治体と一体となって取り組む共同研究（治験産業の創出等）を積極的に推進する。
- ・産学官連携機構と（株）長崎TLOが有するデータベースや研究活動内容の情報を共有化し、充実させる。
- ・長崎大学学術研究成果リポジトリ（NAOSITE）を持続的に拡充するために、学内連携を強化する。
- ・産学官連携機構と（株）長崎TLOの密接な活動を通じて、大学のシーズと企業のニーズのキャッチボールのサイクルを促進し、技術移転の推進を図る。
- ・産学官連携機構は（株）長崎TLOが入居した出島インキュベーターを拠点にして、そこに入居した県内企業への大学の技術の移転活動を推進する。
- ・学内共同利用機器について学外利用の実施状況を調査するとともに、引き続き学外への開放を推進する。
- ・平成19年度新たに寄贈された医学部良順会館の学外開放を推進する。

○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ・平成19年度に設定した評価点検項目に基づき、重点研究10課題の研究進捗状況を点検・評価する。
- ・SCI及びSSCI登録学術雑誌への受理論文数やインパクトファクター合計点の前年度までの結果を踏まえ、増加策の検証を行う。
- ・人文、社会、自然、生命科学系全ての分野で、中期計画期間中に学術雑誌に公表する研究論文や著書等の発表件数、特許の出願数の平成19年度までの結果を踏まえ、増加策の検証を行う。
- ・重点研究課題や大型研究プロジェクトの成果をホームページ等で積極的に公開する。
- ・地域の産業・生活と関係の深い研究内容を中心テーマとして学部横断型サイエンスカフェの実施を推進し、最新の研究成果をもとにした市民との対話の機会を積極的につくる。
- ・学部等が行う公開講座・シンポジウム等を引き続き実施し、研究成果を地域・市民で共有す

る機会を提供する。

- ・重点研究10課題では学外有識者による評価を実施する。
- ・平成20年度評価作業を行う過程で各部局の研究進展状況を自己点検・評価する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

○適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・テニユアトラック制度について、対象人員の拡大を目指す。
- ・教育研究の国際化に向けて、海外からの教職員の採用を引き続き推進する。
- ・重点研究10課題を中心に大型競争的資金等を用いたポストクの採用を推進する。
- ・各研究課題の研究方針に沿って、客員研究員等の採用を進める。
- ・RAの活用を引き続き促進する。
- ・工学部教育研究支援部において、「工学部教育研究支援部技術報告会」を実施する。また、ものづくりに必要な工作機械の操作習得のための「生産技術室技術研修会」を実施する。
- ・「坂本技術区技術職員研修」を実施する。
- ・引き続き、九州地区国立大学法人等が輪番で開催する「技術職員スキルアップ研修」及び「技術専門員研修」へ技術職員を派遣する。

○研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ・平成19年度に設定した評価点検項目に基づき、重点研究10課題の研究進捗状況を点検・評価し、各課題からの支援要求項目をグローバルCOE企画運営委員会の審議を経て、役員会で決定する。
- ・重点研究10課題についてはホームページへの成果の公表を継続する。

○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・老朽化整備が完了した部局では研究スペース配分を基準に則って適正に実施する。
- ・医歯薬学総合研究科薬学系の坂本キャンパス移転を実現するための方策の検討を更に推進する。
- ・外部資金に附随する間接経費を活用し、共同研究設備の充実を図る。
- ・学内共同教育研究施設等の再編・統合に伴い、支援事務組織の再編成を行う。
- ・各研究分野内で所有している研究機器についての情報公開を一層推進するとともに、既に公開した施設については活用状況を調査し、更なる有効活用を図る。
- ・学外調査研究機関との研究施設供用を推進する。
- ・現在の各種セミナーや外部資金などの情報提供の有効性を検証し、改善する。
- ・平成21年度以降の電子ジャーナルの購読及び電子学術情報利用支援ツールの契約について、方針及び計画の策定を進める。
- ・人文・社会系資料の充実のための方策を試行する。

○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- ・産学官連携機構は(株)長崎TLOと連携し、大学シーズの紹介と企業ニーズの発掘を行うとともに、知的財産の創出と活用に必要な情報の一元化を図る。
- ・産学官連携戦略会議を通じて「長崎県産学官連携ビジネス化支援センター推進会議」や「長崎県における産学官連携に関する大学等間ネットワーク」において積極的に情報交換を行うとともに、長崎県や県内企業と連携し、各省庁等の競争的資金公募に対応した研究プロジェクトの獲得を目指す。
- ・産学官連携機構は(株)長崎TLOとの連携を密にして出島インキュベーターに入居した研究グループのベンチャー企業化、ビジネス化を支援する。
- ・平成19年度に受託した特許庁委託事業「大学特許の活用の成功例の研究開発」の成果を基に、特許技術移転の増加を図る。
- ・産学官連携機構は発明協会から(株)長崎TLOに派遣された特許流通アドバイザーの協力の下に企業訪問数を増加させる。

○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ・平成19年度に設定した評価点検項目に基づき、重点研究10課題の研究進捗状況を点検・評価し、その評価結果に基づき各課題への支援の優先順位を決定する。
- ・平成19年度に実施した教員の個人評価の結果を基に、研究活動に関する評価の在り方を再点検する。

○全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

- ・ベトナム及びケニアのプロジェクト拠点を中心とした国際共同研究等を更に推進する。
- ・グローバルCOE採択課題など、国際連携研究に対して研究推進のための支援を引き続き行う。
- ・次期中期目標・中期計画に向けて、熱帯医学研究所の全国共同利用研究所としての機能を充実させるための具体的方策を立てる。
- ・長崎県内外の大学及び長崎県公設試験所等との共同研究を更に推進する。
- ・金融機関との連携のもとに、長崎県の企業を対象としたコラボ産学交流会を継続する。
- ・平成19年度の点検・評価を踏まえて、先導生命科学研究支援センターの更なる機能強化と学内共同研究体制を推進する。
- ・学術交流活性化に向けた取組として、平成18年度に設置した済州大学校交流推進室に続いて上海水産大学交流推進室を設置する。
- ・学内共同教育研究施設の学際的、国際的な研究を一層推進するために組織の再編を進めるとともに間接経費を戦略的に活用する。
- ・他大学や県の教育関係機関との連携研究を継続するとともに、教育学部の「複式教育論」に加え、新しく開設した教育学研究科教職実践専攻においても「複式学級の教育と実際」を開講する。

○学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

- ・ベトナム及びケニアプロジェクト拠点の、学内外での共同利用施設としての機能を充実させる。
- ・海外拠点活動における、JICA、WHO、TDR等との連携を強化する。
- ・医歯薬学総合研究科附属原爆後障害医療研究施設については、グローバルCOEプログラム採択の「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」に基づき放射線医療科学研究の海外拠点形成を推進し、若手人材育成と新規国際共同プロジェクトに着手する。
- ・熱帯医学分野において「世界のトップ5」を目指すために研究水準を点検し、更なる発展のための施策を策定する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ・附属病院は引き続き感染症センターを中心とした輸入感染症の診断・治療に関する相談業務を実施する。
- ・附属病院を中心として、長崎県及び長崎県医師会との連携のもと、臨床治験ネットワークを構築し、そのネットワークを活用した臨床治験産業創出に向けた活動に着手する。
- ・大学院への社会人受入れを推進し、地域の人材育成を図る。
- ・人材育成をも兼ねた新しい生涯学習センターの理念（平成18年度に策定したマスタープラン）に基づいた講座を開講する。
- ・学部横断型講座「長崎出島サイエンスカフェ」を引き続き学長主導の体制で長崎市教育委員会共催のもとで開催する。
- ・地域教育支援を一層推進するため、心の教育総合支援センターが実施する公開講座等の活動を継続するとともに、同センターにおけるカウンセリング機能の強化を図る。
- ・離島における小・中・高校を対象とした大学教員の授業訪問等を引き続き実施し、校内研修

での職員への指導助言及び児童・生徒を対象とした個別相談を実施する。

- ・現職教員に対する再教育として、研修会、各種研修、講師の派遣を引き続き行う。
- ・教育訪問や教育支援、各種研修会・研究会の企画実施、各教育施設の開放や高大連携事業等を継続する。
- ・長崎県主催のもと自治体代表者や大学の長等が参加して開催される「地域と大学等との連携推進会議」において、本学が地域の核として連携事業に取り組む。
- ・長崎県産学連携に関する大学等間ネットワークの運営及びホームページの運用を継続する。
- ・社会の要望に応えるため、国際機関・国・地方公共団体等への委員会委員や学会等の役員として情報の提供と意思決定に引き続き参画する。
- ・平成19年度に購入した幕末・明治期古写真コレクション（「ボードイン・コレクション」）を活用した関係事業（展示会・講演会等）を実施する。
- ・附属図書館が所蔵する貴重資料の修復保存計画案（5年間の年次計画）に基づき、保存環境の整備、資料の修復等を進める。

○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- ・大型改修工事に伴い確保した教育研究共用スペース（オープンラボ）の更なる整備・充実を図る。
- ・引き続き、「長崎県下大学等間ネットワーク」（平成13年設立）での連携を推進するとともに、種々の情報ネットワーク組織に積極的に参画する。
- ・国立大学等における化学系研究設備有効活用を図るために、「化学系研究設備有効活用ネットワーク協議会」活動を推進する。
- ・地域の公私立大学及び公設機関等と連携して、各種競争的資金事業の公募に応募する。
- ・引き続き、「地域と大学等との連携推進会議」において本学が中心になって具体的な事業の策定、取組を担う。
- ・附属図書館と放送大学長崎学習センターとの相互連携を更に推進する。
- ・産学官連携機構は（株）長崎TLOとの連携を密にし、大学シーズの紹介と企業ニーズの発掘を行うとともに、共同研究及び知的財産の創出と活用に必要な情報を共有することにより地域民間企業への技術移転を推進する。
- ・産学官連携機構は出島インキュベータを拠点にして、そこに入居した県内企業に大学の技術の移転を促進する。

○産学官連携の推進に関する具体的方策

- ・産学官連携機構は（株）長崎TLOと連携し、大学シーズの紹介と企業ニーズの発掘を行うとともに、共同研究及び知的財産の創出と活用に必要な情報を共有することにより地域民間企業への技術移転を推進する。
- ・発明協会から（株）長崎TLOに派遣された特許流通アドバイザーの協力の下に企業訪問数を増加させる。
- ・産学官連携機構は長崎県の新産業創造構想（新エネルギー産出、創薬・医工連携による産業創出、水工・農工連携による産業創出）の研究分野においてそれぞれのワーキンググループに参画し、産学官連携共同研究プロジェクトを立ち上げる。
- ・長崎県、県内企業との連携を基に、省庁等の競争的資金公募に対応した研究プロジェクトの設置を本学が中心となって推進する。
- ・長崎県公募事業に採択された「医工連携による離島・斜面地などでの高齢者・障害者等のQOL向上と産業創出」、「WHO協力センターを中核とした海外在留邦人に対するメンタルサポート拠点形成」の成果を基盤にした大学発ベンチャーの立ち上げを支援する。
- ・自治体との包括協定を基に組織間の連携体制を構築し自治体等の各種委員会、審議会への参加協力をを行う。
- ・産学官連携機構は（株）長崎TLOと連携して大学のシーズ紹介、研究者紹介、経営手法等種々の課題についての研究会を開催するとともに、各種研究会等を支援する。
- ・「長崎大学営業秘密管理指針」と「長崎大学共同研究契約等に係る秘密保持規則」を新たに

制定し、共同研究、受託研究の増加を図る。

- ・知的財産に関する事項について教員の理解と関心を深めるため、常時教授会等に出向き説明会を開催する。

○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- ・重点研究10課題に関連して本学が主催する国際学術会議等を引き続き開催するとともに、その他の国際学術会議も積極的に誘致する。
- ・外国の大学等との学術交流協定締結を進める。また交流協定に基づく国際交流事業に対する支援を引き続き行うとともに、重点交流大学を選定し、交流内容の実質化、高度化を図る。
- ・平成19年度に引き続き、学生や事務職員の海外短期語学留学を更に拡充する。
- ・大学高度化推進経費（公募プロジェクト経費）により職員の海外派遣に対する支援を引き続き行う。
- ・外国の大学との単位互換制度の充実を図り留学生受入れを更に推進するため、重点的に交流を行う海外の拠点大学・機関を選定する作業を開始する。
- ・アジア系言語に堪能な職員を適切に留学生課に配置する等、留学生に対する相談・支援体制を充実する。
- ・国際交流会館、留学生交流スペース（プラザ）等について、留学生の声を反映させ、設備の充実を図る。
- ・外国人研究者の招聘に当たって、研究及び生活支援体制を引き続き充実させる。

○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ・引き続きWHO、JICA等と協議を行い、専門家派遣要請等に対して積極的な対応を図るとともに、新規プロジェクトの受託を目指す。
- ・現在設置されている3つのWHO協力センター（精神保健、甲状腺疾患と自己免疫疾患、熱帯性ウイルス病）を引き続き維持するとともに、国際機関による共同研究に参画する。特に、精神保健分野ではWHOの再認定の時期を迎えるため、これまでの調査研究の総括及び新しい調査研究の計画を立てる。
- ・環東シナ海海洋環境と資源の保全に向けて連携融合事業（東アジア河口域の環境と資源回復の保全・回復に関する研究調査）を継続し、韓国・中国の大学等との共同研究を推進する。
- ・グローバルCOEの基本コンセプトを含む被ばく者医療の先端的研究を継続、発展させる。
- ・ロシア及びアジア諸国との共同研究・教育を更に拡充する事業に着手する。
- ・ケニア、ベトナムの海外拠点の活動を拡大し、更なる充実を図る。
- ・済州大学校（韓国）に設置した交流推進室を活用する。更なる拠点として上海水産大学（中国）に交流推進室を設置する。
- ・附属図書館所有の古写真コレクションを充実し国内外の日本研究に役立てるため、平成19年度に購入した幕末・明治期古写真コレクション（「ボードイン・コレクション」）の分析・解説・電子化を行い、「長崎学デジタルアーカイブス」を充実する。

（2）附属病院に関する目標を達成するための措置

○医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策

- ・初診の患者数及び新入院患者数の増と平均在院日数の短縮を図りながら、適正な病床稼働率を維持する。
- ・手術室の効率的運用を踏まえて、手術件数の増加を図るため、オンコール症例の手術室入室時間の短縮に努める。
- ・1年間処方になかった在庫医薬品について見直しを行い、医薬品採用数の削減を検討するとともに、引き続き購入額上位の医薬品について、後発医薬品の積極的採用を進める。
- ・診療情報の精度管理（量的点検・質的点検・コーディング・DPC（診断群分類別包括評価制度）の精度管理）に努める。
- ・ボランティアコーディネーターによる新人ボランティアの教育と併せ、できる限り多くの病院ボランティアに日本病院ボランティア協会主催の研修への参加を支援する等、活動の支援

を行う。

- ・入院患者から好評を得ているロビーコンサートをはじめとする各種イベントを開催する。
- ・平成20年6月開院の新病棟における臓器別・病態別診療体制の構築に向けて、SCU（脳卒中ケアユニット）やNICU（新生児集中治療室）の設置、ICU（特定集中治療室）の増床を図る。
- ・全国的に崩壊の危機にある周産期医療（妊産婦及び新生児医療）を、途切れることなく地域に提供するための対策を長崎県と協議する。若年者に蔓延する性感染症と若年者に急増している子宮頸がんの発症予防を目的とした対策を長崎県と協議する。
- ・患者満足度・バリエーション分析・経営分析等ができるクリティカル・パス（診療計画工程表）の電子化実現に向けて取り組む。また、パス小委員会において、引き続き開発支援・バリエーション・評価システム等の視点から分析を行い、DPCに対応したパスの見直しを行う。
- ・平成20年6月の新病棟開院を機に、総合病院情報システム更新と併せて、長崎市内の病院・診療所と患者情報を共有できるIT医療情報ネットワークの構築に向けて、基盤整備を行う。
- ・安全管理部と関係する委員会との連携を強化するとともに、医師のゼネラルリスクマネージャー（GRM：安全管理担当）の配置及びeラーニングによる安全管理教育を検討し、高度な安全管理体制及び品質管理体制を構築する。
- ・ISO（国際標準化機構）9001認証の継続審査を受審し、規格要求事項に基づく医療サービスの継続的改善を図る。
- ・病院ホームページに掲載している診療内容と実績等について、定期的に更新し、情報の陳腐化を防止する。
- ・年4回発行している「長崎大学病院ニュース」を6回に増刊し、病院広報の充実を図る。
- ・病院本館改修の実施設計を行い、年度内に改修工事に着工する。
- ・副病院長及び病院長補佐による病院長をサポートする体制を維持するとともに、経営の改善及び効率化を推進する組織を強化・維持する。
- ・原価計算の精度を高め、経営面で寄与する診療部門に対して、インセンティブ経費の配分を行う。
- ・医科系診療部門は、平成20年6月の新病棟の開院時に合わせて、SPD（包括的物流管理システム）を導入する。

○良質な医療人養成の具体的方策

- ・医学生に対して引き続き診療参加型臨床実習を行うが、他施設も含めた診療参加型臨床実習を推進する。卒前臨床教育を推進するため、OSCE（客観的臨床技能評価法）及びadvancedOSCE並びにPBLチュートリアル（問題解決型学習）を実施する。また、PBLチュートリアル教育のための環境整備に努める。
- ・高次臨床実習で救急部を選択した医学生に対し、病院前救護の訓練及び救急車同乗実習を行い、急病や怪我に対する応急処置を学ばせる。災害訓練を通じて、トリアージ（傷病者を重症度と緊急性によって選別する方法）や外傷初期対応を学ばせる。
- ・歯科治療中の偶発症の発生に対する救急蘇生の重要性、特にBLS（一次救命処置）の確実な施行の重要性を、歯学生に理解・習得させるため、麻酔・生体管理室の担当・指導のもとで、臨床実習において繰り返し学習を行い、OSCEにより最終評価を行う。
- ・県内の臨床研修病院と連携して、研修医募集に係る合同説明会を開催し、県内の臨床研修病院と協力して研修医の確保増に努める。

○研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策

- ・高度先進医療専門委員会において、高度先進医療の新規申請の審査を引き続き行う。また、厚生労働省により承認された高度先進医療のうち、未だ保険導入されていない案件についても同委員会にて検証・評価を行う。
- ・医療機器等の研究開発に向けて、継続的に産学官連携活動を展開し、事業化・商品化を目指す。

- ・ 治験主任を活用し、実施率の向上を図るとともに、SMO（治験施設支援機関）からの紹介治験受入の迅速化を図る。
- ・ 地域治験ネットワークの強化を図り、県内全域で治験医療ができるよう実施体制を整備する。

○適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策

- ・ 病院所属教員への任期制の適用を継続するとともに、コメディカル職員について、任期を定めた採用形態を導入する。
- ・ 医療事務職員の専門職員化を目的に、選考採用を活用して診療情報管理士等の増員を図るとともに、医療技術部においては効果的な人員配置を進める。
- ・ 本学の人事評価制度の手法を全職員へ周知する。
- ・ 組織の活性化及び病院経営の効率化を図るため、病院長の下に一定の教員を確保するプールバンク制度を維持する。

○離島医療及び地域医療を充実するための方策

- ・ 地域に根ざした医療人を養成するため、「へき地病院再生支援・教育機構」を発展させた組織と長崎県の地域の中核的医療機関が連携した研修システムを構築する。
- ・ 他病院医療連携室との協議会開催や「長崎市医師会病診連携委員会」への参画を通して、地域の病院・診療所との連携強化を図る。退院支援・在宅医療を円滑に行うため、院内・院外の医療スタッフによる合同ケアカンファレンスや地域医療講演会を開催する。
- ・ 地域住民への医療・福祉の啓発のため、公開講座を企画開催する。
- ・ 患者の医療・福祉の向上のため、「患者の友の会」に参加し、啓発・指導する。市民公開講座等を通し、関係ある医師・コメディカル職員がその活動を積極的に支援する。
- ・ 地域連携に関する講演会・研修会を、年2回開催する。
- ・ トロント大学地域医療学講座と連携し、本学の地域医療人育成プログラムの発展・充実を図る。
- ・ へき地医療体験合宿を開催し、研修医・医学生に、へき地での医療活動を体験させ、地域に貢献できる医療人育成を図る。

○医療の国際的共同研究及び国際協力を推進するための方策

- ・ 国際ヒバクシャ医療センターを拠点として、世界各地の被ばく地における国際ヒバクシャ医療協力及び国際共同研究を推進するとともに、WHO緊急被ばく医療ネットワーク（REMPAN）の指定研究協力センター（Collaborating Center）として、国内外の緊急被ばく医療ネットワークの構築を目指すため、九州地区の緊急被ばく医療体制を整備する。
- ・ 国際的に感染症の診断・治療及び研究を行うために、国際感染症センターの設置に向けて、感染医療政策の動向を踏まえ、長崎県と具体的検討を行う。

（3）附属学校に関する目標を達成するための措置

○大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

- ・ 教育学部及び教育学研究科と各附属学校園の間で定期的に協議会を持ち、引き続き共同研究及び連携・協働の機能を強化する。
- ・ 平成21年度に予定している附属学校園の改組に向けて、附属学校園と教育学部は、附属学校園の適正な学級数、学級定員を決定する。
- ・ 各教科の授業研究を引き続き充実する。
- ・ 教職大学院の開設に合わせ、附属学校園及び教育学研究科は、教職実践専攻及び教科実践専攻における実習がより効果的に実施されるよう、協力体制を整える。
- ・ 平成21年度に予定している附属学校園の改組に伴い、附属学校園は「タフな国際人の育成」を共通テーマとし、語学力や情報技術の能力とともに、心身ともに健やかで持続的に物事に取り組むことができる国際人の育成に取り組むが、このテーマの実現のために設定する①言語能力の育成、②ICT技能の育成、③多文化理解能力の育成、④健康な心の涵養とい

う4つの柱について、更に協議を深め具体策を決定する。

○学校運営の改善に関する具体的方策

- ・学校評議員会や保護者等からの意見を、引き続き学校運営に生かす。
- ・中学校ではいじめの実態を把握するため、引き続き学期ごとにアンケート調査を実施し、学年部会や運営委員会で情報交換を行い、問題が生じた場合には早急かつ適切に対応できる体制を強化する。
- ・学校教育法の改正に伴い、小学校、中学校に1名ずつ主幹教諭を新たに配置し、教育の充実と学校運営の効率化を図る。

○附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

- ・平成21年度に附属学校園の改組を予定しているが、附属学校園の役割遂行を考慮し、幼児・児童・生徒の入学選考の改善を図る。

○公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策

- ・10年経過教員に対する研修については、該当教員を対象に授業や生徒指導、保護者との対応等における資質向上に必要な研修内容を定め、着実に実施する。
- ・新しく赴任した教員を対象に、教員に必要な資質の向上、授業・保育等における指導技術の向上に必要な研修について、その内容を定め、着実に実施する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- ・学長を中心に役員会、経営協議会及び教育研究評議員会の連携のもと、戦略企画会議等を活用し、次期中期計画立案の準備を進める。

○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- ・本学の理念実現に向けた戦略的、機動的な大学運営を行うため、戦略企画会議、学長室等を更に活用する。
- ・引き続き平成19年度分のセグメント毎の収支データ、損益データを作成するとともに、中期計画期間中のデータを分析し、予算配分の基礎資料とする。また次期中期計画に向けて、学内予算配分方針を検討していく。
- ・次期中期計画については、経営協議会及び教育研究評議員会の合同会議において外部委員等からの意見を求めつつ、具体案の検討を進める。

○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- ・担当機能別に分化している広報体制を見直し、教員・事務職員の一体的な運営による戦略的な新広報体制を構築する。

○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ・平成18年度に精選した重点研究10課題を推進するために、大学高度化推進経費及び科学研究費補助金等の競争的外部資金に附随する間接経費を活用する。
- ・平成19年度に策定した人件費削減計画を着実に実行し、平成20年度は、学長管理教職員を新たに6名増やし、11名とする。

○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- ・経営協議会の学外委員の任期満了に伴う後任委員の人選にあたっては、引き続き地域社会等から産学官の有識者や専門家を登用する。
- ・学外有識者を加えた運営委員会、外部評価委員会等を引き続き開催する。

○内部監査機能の充実に関する具体的方策

- ・監査室による業務及び会計監査を引き続き臨時・定期的に行うが、本年度については新たに設けた不正防止計画推進室と連携を図り、競争的資金等の不正発生要因に応じた実効性のある内部監査を実施する。

○国立大学法人間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- ・国立大学協会「九州地区国立大学間の連携に係る企画委員会」の委員長校として、大学間の連携事業のシンポジウム、防災ネットワーク構築等の事業を計画、実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

○教育研究組織の見直しの方向性

- ・教育学部では情報文化教育課程を廃止し、学校教育教員養成課程の一課程に再編する。
- ・独立研究科「国際健康開発研究科（修士課程）」を設置する。
- ・教育学研究科を改組し、教職実践専攻（専門職学位課程）及び教科実践専攻（修士課程）を設置する。
- ・生産科学研究科の専攻の再編、博士前期・後期課程入学定員の見直し等について成案を得る。
- ・保健管理センター、へき地病院再生支援・教育機構及び離島・へき地医療学講座を統合して、新たに「保健・医療推進センター（仮称）」を設置する。更に、同センターにカウンセリング部門を新設する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

○人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ・教員については、業績評価をより適切に行うため、引き続き、評価方法を検討し、着実な人事評価を進める。
- ・事務系職員については、第3次試行結果を踏まえ、国家公務員の新たな人事評価制度の手法も参考にしつつ検討を加え、評価システムを確立させる。
- ・教員については、平成19年度に確立した基準に基づき、インセンティブ付与を着実に実行する。
- ・事務系職員については、これまでに実施した第1次から第3次までの人事評価システムの試行の結果を踏まえたインセンティブ付与基準の検討を更に進める。

○柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ・有期雇用職員への年俸制について検証し、適用者の拡大を図る。

○任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- ・引き続き任期制の教員の増加を図る。
- ・引き続き公募による教員選考を推進する。

○外国人・女性等の教職員採用の促進に関する具体的方策

- ・出産、育児、介護等のため第一線から離脱せざるを得なかった医師及び歯科医師が、容易に医療現場へ復帰できるための環境を整備する。
- ・平成19年度に策定した「次世代育成支援対策に係る行動計画」を確実に実行する。
- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に対応して、障害者の雇用を引き続き推進する。
- ・「高齢者等の雇用安定等に関する法律」に対応して、再雇用を実施する。

○事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- ・統一試験及び選考による事務系職員の採用を引き続き実施する。
- ・事務系職員の人事評価システムの確立に伴い、新たに評価者研修を実施する。また階層別研修、職能別研修及び自己啓発研修等の学内研修を充実させる。更に九州地区国立大学法人等

が輪番で実施する国立大学協会九州支部研修を当番大学として企画・実施する。

○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- ・平成19年度に策定した人件費削減計画を着実に実行し、平成20年度は、学長管理教職員を新たに6名増やし11名とする。なお、学長管理教職員は部局等において機動的・戦略的に運用する。
- ・テニユアトラック事業の推進を継続する。
- ・法人化後の状況を踏まえた事務組織の再編を更に進める。

○人件費削減の取組に関する具体的方策

- ・人員削減計画を引き続き実施する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ・事務効率化プロジェクトチームにおいて取りまとめた「効率的業務運営に向けての改善方策」に基づき、一層の業務の改善・削減を図るとともに、事務組織の見直しを引き続き進める。
- ・学生相談体制の充実を図るため、「学生何でも相談室」にカウンセラー2名を引き続き配置する。

○複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

- ・引き続き「九州地区国立大学法人等事務系職員等人事委員会」及び「九州地区国立大学法人等事務系職員等人事委員会運営協議会」の構成員として責務を果たす。
- ・九州地区国立大学法人等職員採用試験の会場の増設に伴い（平成21年度より、5会場から9会場に増設予定）、長崎での試験実施に向けた準備体制を整える。

○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- ・アウトソーシング可能な業務の選別を継続し、派遣職員契約、民間委託を更に推進し、業務の効率的な運用を図る。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

- ・産学官連携機構と(株)長崎TLOを同一建物内に集約することにより、大学シーズの紹介と企業ニーズの発掘についての情報を共有するとともに、面談相談会、企業訪問等を連携して行う。
- ・科学研究費補助金への全教員の応募を目指す。また、平成19年度に行った科学研究費補助金支援体制の検討結果を踏まえ、科学研究費補助金申請書の相互点検等を行い、採択率の向上を目指す。
- ・基盤研究（S）、（A）、若手研究（S）、（A）などの大型研究の申請を奨励するための方策を実施する。
- ・全学同窓会及び各学部等同窓会を通じて同窓生との情報交換及び連携協力を更に推進させることにより、本学の支援組織の強化を図る。
- ・本学を支援する組織の構築を図るため、長崎県三大学連携型起業家育成施設（出島インキュベーター、平成19年10月竣工）に入居した企業等と知的財産を介した産学連携を発展させる。
- ・長崎県関係者が中枢にいる企業との産学連携に着手する。
- ・科学研究費補助金や共同研究、受託研究、その他の外部資金の受入れを平成19年度より増加させる。
- ・国際連携研究戦略本部の機能を活用し、国際機関や各省庁、ODA関連外部資金の獲得を目

指す。

○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

- ・施設の効果的な運用を図るため、外部への貸出しを拡大するとともに、引き続きホームページ等を活用した情報提供を進める。
- ・特許料等の収入増を図るため、引き続き技術移転に繋がりそうな案件に絞り込んだ特許申請を行う。
- ・本学が所有する知的財産に係るライセンス契約の増加を図るため、知的財産本部の業務を管理のみならず運用活動に重点を置く。
- ・従来の特許出願案件の維持について評価作業を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○管理的経費の抑制に関する具体的方策

- ・人件費削減に向けて、人件費シミュレーションが可能となる新たな人事給与システムの導入と事務効率化を目的とした新たな就業管理システムの導入を図る。
- ・情報のデータベース化と既存書類の電子化を含むペーパーレス化を引き続き推進する。
- ・光熱水料等管理費の低減に向けた取組を引き続き行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

- ・教育研究共用スペース（オープンラボ）を規則等に基づき確実に運用する。
- ・施設の効果的・効率的運用を図るため、講義室等の稼働率及び利用形態を引き続き把握し、利用率の低い室を自習室等への有効活用を図る。
- ・長期にわたる施設の効果的な活用を図るため、施設の維持管理計画（営繕発注計画）に基づき計画的な維持保全を行う。
- ・総合的な安全点検を継続的に行うため、片淵団地に引き続き柳谷団地の施設について、施設安全点検パトロールを実施する。
- ・知的財産の社会への活用を効率良く促進するために、産学官連携機構と（株）長崎TLOが連携して、大学シーズの紹介法と企業ニーズの発掘法、共同研究、知的財産の創出、知的財産の活用に至る一連の情報を一元管理する。
- ・平成19年度に受託した特許庁委託事業「大学特許の活用の成功例の研究開発」の成果を基にしたデータ収集方法や公開方法を、各部局の教員に説明する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

○自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- ・平成20年度に実施予定の法人評価を受けるため「計画・評価本部」及びその下に設置した各専門部が自己点検・評価を実施する。また、その評価結果を次期中期目標・計画の策定作業に反映させる。
- ・平成20年度法人評価を受けるため、各部局は当該部局の評価委員会を中心に、「計画・評価本部」及び9つの専門部との緊密な連携の下、自己点検・評価を実施し、現況調査表等を作成する。

○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- ・平成20年度に実施予定の中期目標の達成度評価のための自己点検・評価結果をまとめた業務実績報告書並びに評価結果を公表する。
- ・教員の個人評価については、平成19年度（第2回）に実施した評価結果を検証し、第3回の個人評価の実施に向けて評価法、実施基準等の見直しを行う。

○外部評価等

- ・国立大学法人評価委員会による法人評価を受審する。
- ・工学部がJ A B E E認定制度の中間審査を、水産学部が継続審査を受審する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

- ・大学広報誌「C H O H O」の発行部数及び配布先を更に拡大する。
- ・平成17年度に作成した大学プロモーションDVDの内容を更新する。
- ・教員等基礎データ（長崎大学評価基礎データベース）の一部を用いた本学の研究者情報等の学術情報を大学ホームページにて公開する。
- ・個人情報の公開にあたっては、各種関係規則等に基づき適切な対応を図る。
- ・本学ホームページを利用者にとってよりわかりやすいものとするため、随時改良を進める。

○学外に対する情報提供事項のデータベース化の推進計画とそのための体制整備

- ・長崎大学学術研究成果リポジトリ（N A O S I T E）を持続的に拡充するために、学内連携を強化する。
- ・既存の学内研究紀要等を整理し、適時的に電子化して、長崎大学学術研究成果リポジトリに登録し、国内外に学術情報を発信する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

○施設等の整備に関する具体的方策

- ・平成19年度に策定した「長崎大学施設緊急整備5か年計画」に基づき、引き続き施設整備計画を推進する。
- ・学生顧客主義に基づき学生の学習環境及び生活環境に係る施設の改善を引き続き進める。
- ・工学部本館（Ⅲ期）（4,010㎡）、教育学部本館（Ⅱ期）（3,930㎡）について施設の有効活用を図りつつ、安心・安全な教育・研究環境の創生及び耐震性向上や機能改善を目的として大型改修を実施する。
- ・病院本館（42,800㎡）については病院再開発計画に基づき実施設計を行い、改修工事に着手する。
- ・障害者のための一層のバリアフリー化を引き続き推進する。

○施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- ・講義室等の稼働率を全学に公開するとともに施設の有効活用を推進する。
- ・部局からのアンケートを基に掲載する大型研究装置を選定し、学内ホームページに「大型研究装置一覧（仮称）」として掲載する。
- ・エネルギー使用量の公開やポスター等により省エネルギーを推進し、温室効果ガスの削減への意識啓発を引き続き図る。
- ・総合的な安全点検を継続的に行うため、片淵団地に引き続き柳谷団地の施設について、施設安全点検パトロールを実施する。
- ・構内環境美化に対する意識の向上を図るため、緑化保全等、美しいキャンパスづくりを進める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ・「長崎大学危機管理規則」、「長崎大学における危機管理体制に関する要項」及び関連する各種マニュアルについて全構成員に内容の周知徹底を図る。
- ・衛生管理者を増やすなど、労働安全衛生体制の強化を推進するとともに、安全管理教育プログラムの一環として、衛生管理者実務実践講座、安全衛生講演会等を開催して教職員に対する安全教育を行う。

- ・健康診断の結果により、要医療者への指導及び脳血管、心臓の状態を把握する二次健康診断の受診を勧めるなど、教職員の健康管理と健康増進に努める。
- ・引き続き環境マネジメントシステムを運用することによって、環境配慮の方針に基づいた取組を推進するとともに「環境報告書2007」を公表する。
- ・共同研究交流センター及び環境科学部は、全学の環境マネジメントシステムの支援組織としての機能を維持する。

○学生等の安全確保等に関する具体的方策

- ・オリエンテーション等において、「学生生活案内」等を配布し、学生の安全・衛生管理等を徹底する。
- ・入学試験の際の不測の事態に対応するための取扱要領を、引き続き全学部周知徹底する。
- ・留学生オリエンテーションで危機管理意識の啓発と、危機管理マニュアルの周知徹底を図る。更に、国際交流会館入居者オリエンテーションや防火訓練等を通じて安全意識の高揚を図る。
- ・附属学校園間の合同避難訓練等を行い、引き続き連携の強化を図る。
- ・附属小学校で導入されている「登下校確認システム」を引き続き運用し、児童の安全を図る。

○核燃料物質、R I 及び毒劇物等の適切な管理

- ・核燃料物質、R I、毒劇物及び病原体等の使用状況等の検証及び「P R T R法」への対応を継続する。
- ・化学物質・薬品類の安全管理を引き続き行う。
- ・全学の放射線施設の安全管理点検・調査を引き続き行う。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額
41億円

- 2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

- ・長崎市へ都市計画道路用地として片淵キャンパスの敷地の一部を譲渡する。（平成20年度は955.33㎡譲渡予定 全体計画は2,455.75㎡）

重要な財産を担保に供する計画

- ・附属病院の外来棟他の整備及び病院特別医療機械設備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

- ・決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
総合研究棟改修（医学系）	総額 1,779	施設整備費補助金 (1,251)
外来棟他改修		船舶建造費補助金 0
小規模改修		長期借入金 (460)
一般設備		国立大学財務・経営センター施設費 交付金 (68)

(注)・「施設整備費補助金」のうち、平成20年度当初予算額147百万円、前年度よりの繰越額1,104百万円

・金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

* 採用方針

「高齢者等の雇用安定等に関する法律」に対応して定年退職者の再雇用を実施し、「シニアスタッフ」として積極的に活用する。

* 雇用方針

【人事評価】

教員については、業績評価をより適切に行うため、人事評価の基本方針に従って着実な人事評価を進める。事務系職員については、第3次試行結果を踏まえ、国家公務員の新たな人事評価制度の手法も参考にしつつ、評価システムを確立する。

【テニュアトラック事業】

テニュアトラック事業の推進を継続する。

【人員削減】

平成19年度に策定した人件費削減計画を着実に実行する。また、学長管理教職員のポストについては、全学的な立場から機動的かつ戦略的に運用する。なお、事務効率化プロジェクトチームによる検討結果等に基づき事務の効率化・簡素化を一層推進し、今後の業務の高度化、多様化及び専門化に対応する。

* 人材育成方針

教員については、引き続きファカルティ・ディベロップメントを充実し、教育能力の向上を図る。また、事務系職員については、OJTを実施しながら職務に応じて学内外の研修等を受講させることにより職務遂行能力の向上を図る。

(参考1) 平成20年度の常勤職員数 1,599人
また、任期付職員数の見込みを 614人とする。
(参考2) 平成20年度の人件費総額見込み 20,949百万円

(別紙)予算, 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成20年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	17,030
施設整備費補助金	1,251
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	505
国立大学財務・経営センター施設費交付金	68
自己収入	20,328
授業料、入学金及び検定料収入	5,223
附属病院収入	14,893
財産処分収入	68
雑収入	144
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	2,311
長期借入金収入	460
貸付回収金	0
承継剰余金	0
目的積立金取崩	1,047
計	43,000
支出	
業務費	34,955
教育研究経費	19,071
診療経費	15,884
一般管理費	1,880
施設整備費	1,779
船舶建造費	0
補助金等	505
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2,310
貸付金	0
長期借入金償還金	1,537
国立大学財務・経営センター施設費納付金	34
計	43,000

(注)

- 「運営費交付金」のうち、平成20年度当初予算額16,201百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額829百万円
- 「施設整備費補助金」のうち、平成20年度当初予算額147百万円、前年度よりの繰越額1,104百万円

〔人件費の見積り〕

期間中総額20,949百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額16,443百万円)

2. 収支計画

平成20年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	41,383
經常費用	41,383
業務費	36,889
教育研究経費	3,612
診療経費	8,684
受託研究経費等	1,391
役員人件費	167
教員人件費	12,342
職員人件費	10,693
一般管理費	795
財務費用	611
雑損	0
減価償却費	3,088
臨時損失	
収益の部	40,639
經常収益	40,634
運営費交付金収益	16,756
授業料収益	4,247
入学金収益	610
検定料収益	134
附属病院収益	14,893
受託研究等収益	1,391
補助金等収益	424
寄附金収益	874
財務収益	12
雑益	291
資産見返運営費交付金等戻入	602
資産見返補助金等戻入	32
資産見返寄附金戻入	191
資産見返物品受贈額戻入	177
臨時利益	5
純利益	△ 744
目的積立金取崩益	90
総利益	△ 654

注) 損益が均衡しない理由

附属病院における当期資産取得額及び借入金元金償還額(1,462百万円)と見返勘定を伴わない減価償却費(2,116百万円)との差額等(654百万円)

3. 資金計画

平成20年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	
資金支出	46,479
業務活動による支出	37,414
投資活動による支出	4,049
財務活動による支出	1,537
翌年度への繰越金	3,479
資金収入	46,479
業務活動による収入	39,277
運営費交付金による収入	16,201
授業料・入学金及び検定料による収入	5,223
附属病院収入	14,893
受託研究等収入	1,391
補助金等収入	505
寄附金収入	920
その他の収入	144
投資活動による収入	1,387
施設費による収入	1,319
その他の収入	68
財務活動による収入	460
前年度よりの繰越金	5,355

別表（学部・学科、研究科の専攻等）

教育学部	学校教育教員養成課程	780人 (うち教員養成に係る分野 780人)
	情報文化教育課程	180人
経済学部	総合経済学科	
	・昼間コース	1,450人
	・夜間主コース	240人
医学部	医学科	595人 (うち医師養成に係る分野 595人)
	保健学科	452人
歯学部	歯学科	320人 (うち歯科医師養成に係る分野 320人)
薬学部	薬学科	120人
	薬科学科	200人
工学部	機械システム工学科	320人
	電気電子工学科	320人
	情報システム工学科	200人
	構造工学科	160人
	社会開発工学科	200人
	材料工学科	200人
	応用化学科	200人
	各学科共通	20人
環境科学部	環境科学科	580人
水産学部	水産学科	440人
教育学研究科	教科実践専攻	18人 (うち修士課程 18人)
	教職実践専攻	20人 (うち専門職学位課程 20人)
	学校教育専攻	6人 (うち修士課程 6人)
	教科教育専攻	32人 (うち修士課程 32人)
経済学研究科	経済経営政策専攻	30人 (うち博士前期課程 30人)
	経営意思決定専攻	9人 (うち博士後期課程 9人)
生産科学研究科	機械システム工学専攻	60人 (うち博士前期課程 60人)
	電気情報工学専攻	104人 (うち博士前期課程 104人)
	環境システム工学専攻	72人 (うち博士前期課程 72人)
	物質工学専攻	76人 (うち博士前期課程 76人)
	水産学専攻	74人 (うち博士前期課程 74人)
	環境共生政策学専攻	16人 (うち博士前期課程 16人)
	環境保全設計学専攻	34人 (うち博士前期課程 34人)
	システム科学専攻	33人 (うち博士後期課程 33人)
	海洋生産科学専攻	45人 (うち博士後期課程 45人)

	物質科学専攻	42人 (うち博士後期課程 42人)
	環境科学専攻	24人 (うち博士後期課程 24人)
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12人 (うち修士課程 12人)
	保健学専攻	24人 (うち修士課程 24人)
	医療科学専攻	308人 (うち博士課程 308人)
	新興感染症病態制御学系専攻	96人 (うち博士課程 96人)
	放射線医療科学専攻	44人 (うち博士課程 44人)
	生命薬科学専攻	170人 〔うち博士前期課程 106人 博士後期課程 64人〕
国際健康開発研究科	国際健康開発専攻	10人 (うち修士課程 10人)
附属幼稚園	160人 学級数 5	
附属小学校	768人 学級数 21	
附属中学校	600人 学級数 15	
附属特別支援学校	60人 学級数 9	